

令和5年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は笛吹市の住民一人ひとりの「その人らしい生活」ができる地域づくりに向けた地域共生社会の実現を目指し、第4次地域福祉活動計画を策定し、令和8年度までの社協が進むべき方向を定めました。基本理念は平成19年の第1次計画から「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」。サブテーマは「7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち」です。アンケートや聞き取りにより多くの住民からいただいた意見から、7つの地域あいの推進には、「地域福祉の人づくり」「人と人のつながりづくり」「連携・協働のネットワークづくり」「いつでもどこでも相談できる相談支援の仕組みづくり」の4つの重点取組が必要ということがわかりました。住民のみなさんや各種団体と社協の協働によって推進するというご意見でした。今年度も多くの住民の皆様や各種団体の皆さんと協働して地域福祉の推進を図っていきます。

今年度も法人全体で3つの重点目標を立て、全体目標の達成に向けて各課が目標を立てました。全体目標について説明をします。

社協が目指す地域福祉とは、住民に身近な地域を基盤に多様な在宅福祉サービスを整備し地域での自立生活を具現化することです。福祉サービスの利用が一般化普遍化しているにも関わらず、未だ福祉サービスの利用につなげていない福祉サービスを必要としている人を発見し、信頼関係を築き、地域での生活を支援するという社会福祉の新しい考え方を推進することです。

現在の在宅福祉サービスは子ども・高齢・障害・生活困窮等の分野ごとの縦割りですが、縦割りに相談の提供をするのではなく、福祉サービスを必要としている人、その家族が必要とする「制度」や「制度にはない地域の支え合い活動」等の多様なサービスを世帯としての支援を含め、横断的・統合的にサービスを提供する新しい組織作りを進めます。

- ・職員一人ひとりが福祉の専門職（社会福祉士・介護福祉士・ケアマネジャー等）として資質を向上して地域住民から必要とされる社協を目指します。地域事務所の圏域化による職員の相談対応を向上させ世帯全体としての支援を体制を整備します。

- ・この新しいシステムの構築にはこれまで以上に住民の皆さんの社会参加や支え合い活動が重要になります。そこで「住民主体」の地域づくりを推進します。

- ・これまでの縦割りの制度を横断的・総合的に対応するためには、福祉サービスの開発と、それを具現化できる組織体制と合わせて財源確保が重要です。そのためには当会が運営する介護事業の収益を確保し、それを財源として地域住民に新しい福祉サービスの提供をしていきます。

※「地域共生社会」とは、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれを受けて、『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現を位置づけ、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことです。

II 重点目標

地域共生社会の実現を目指します。

1. 財務基盤を強化して地域福祉を推進します。
2. 職員一人ひとりが専門職として資質を向上して地域住民から必要とされる社協を目指します。
3. 住民主体の活動を支援します。

III 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守と公益性の高い法人であることの周知。財政基盤の強化と効率的な組織運営を行います。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令遵守に則った組織運営を行います。
- ② 財政基盤の強化に取り組みます。
- ③ 住民主体の活動を支援する指定管理施設の運営に取り組みます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 職員全員が法令についての理解を深められるように取り組みます。
- ② ホームページの改善、メール配信、SNS の活用等積極的な広報活動に取り組み理解者・支援者を増やします。
- ③ 人とひとのつながりを大切にした、社協らしい指定管理施設の運営に取り組みます。

IV 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 各々の職員が様々な手法を活用し個別の相談支援から財務基盤の強化を目指します。
- ② 専門職としての資格取得、講師としての役割を担えるよう資質向上を目指します。
- ③ 地域福祉活動計画をもとに住民主体の活動が進むよう役割分担を明確にした中で支援します。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① CSW の機能を積極的に活用し、財務基盤の強化を目指します。
- ② 住民からの意向に応えられるよう資質向上し、サロン等を活発化します。
- ③ 地域住民と共に地域づくりを実践します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 個別相談やアウトリーチで福祉ニーズを把握し、社協内連携を強化する中で適切な福祉サービスにつなげます。
- ② 積極的に研修参加や資格を取得し、地域住民向けに講師を担えるよう自己研鑽します。

- ③ 住民の強みを活かせるよう、各事業の手順書を整理し、住民と職員の役割を明確にします。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 全員がそれぞれの事業を繋がりのある事業にすることにより、財務基盤を意識した事業展開を目指します。
- ② 様々な課題を抱えた障がいのある方に対して、ソーシャルワークの手法を用いてより専門的に関わることで生活基盤の向上を目指します。またこれらの活動を更に住民に知っていただくことを主に、地域づくりへの触媒になるような機会づくりや広報活動で地域共生社会をより意識出来るよう周知していきます。
- ③ 社協内研修に留まらず、様々な機関から講師等の派遣を依頼され活躍出来るよう、意識的に職員育成を全員で担います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 相談機能の強化をベースとして、委託事業では広報、各給付事業では独自性をより現実化し実施します。
- ② 一人一つ以上、専門的な説明や講義が出来るよう、調査研究、実施するための資料を作成し、共通に使えるようなアーカイブ化を進めます。
- ③ 地域の障がいのある方々の個別課題を元に、社協を利用するメリットを付帯した形で、Ⅰ型、Ⅲ型、付属する各事業、「スマイルいちのみや」の事業を地域に発信、PR活動を行います。

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケース等への対応を継続していくため、受け入れ態勢を整えます。
- ② 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 介護保険制度等の法令遵守を徹底し適切な運営と経営を行います。
 - イ 制度の狭間への対応や地域の実情やニーズに合わせたサービスの開発を法人内で連携し検討していきます。
- ③ 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実します。
- ④ 地域住民やボランティア等との繋がりや交流が出来るよう、社協内連携を図り積極的に行います。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ② 法令遵守を徹底し、利用者の抱える課題をより正確にとらえ、利用者の望む生活に向けて支援できるように努めます。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 医療度の高い方や認知症、在宅看取りの方々が、在宅での生活が継続できるよう感染予防対策を徹底し受け入れ態勢を整えます。
- ② 社協の役割を理解し法令に準じた経営と運営を行います。
- ③ 地域住民やボランティア等々との繋がりや交流が出来るよう、社協内連携を図り工夫して行っていきます。
- ④ 質の高いサービスを提供できるよう、学習会や研修に参加しサービスに繋がります。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 社協の役割を理解し法令に準じた運営と経営を行います
- ② 地域住民やボランティア等との繋がりや交流が出来るよう、社協内連携を図り工夫して行っていきます。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 感染予防対策を徹底し受け入れ態勢を整え、他事業所では受け入れられない困難ケースや、医療重度者、障がい者等の方々への対応を行います。
- ② 社協の役割を理解し法令に準じた運営と経営を行います。
- ③ 質の高いサービスを提供するために、学習会や研修に参加し、特定事業所加算（Ⅱ）を継続して行いきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 社協の役割を理解し法令に準じた運営と経営を行います。
- ② 制度の狭間への対応として介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活が継続できるよう支援します。

VI 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切なサービスや機関等の資源とつなぎ、新しい生活様式の中で地域での継続した生活を支援します。
- ② 高齢者虐待、消費者被害では、高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。

- ③ 包括的・継続的ケアマネジメントでは、処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりと定期的な地域ケア会議の開催や随時、個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組みます。
- ④ 介護予防事業では、重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

Ⅶ 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 住民も参加できる地域福祉の拠点となる取り組みをします。
- ② 高齢者や障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会をスマイルいちのみやから提供します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則した事業内容の透明性を図ります。
- ② スマイルいちのみやを利用する方々が、複合型施設でのサービスを利用する姿を伝えていくこと等、高齢者や障がい児者の方々の地域での活動を具体的に情報発信していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用が出来るように進めていきます。

以上